

別紙 13 参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「九州 1 球磨川樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 九州森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（1）から（11）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
 - （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）契約年度を含む全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の種類「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
 - （3）全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。
 - （4）会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続きに該当する手続きをした者を除く。）でないこと。

(5) 契約年度の前年度以前 15 ヶ年度内に当該事業と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、除伐 2 類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む）及び衛生伐）事業」（以下「同種の事業」という。）を実施し完了した実績（国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）を有すること。

なお、共同事業体構成員としての実績は、出資比率 20%以上の事業に限る。

(6) 同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合には、契約しようとする者の 2 ヶ年度の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

なお、共同事業体構成員としての実績は、出資比率 20%以上の事業に限る。

(7) 次に示す現場代理人が常駐できること。

① 当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、契約者が直接雇用する者であること。

② 同種事業に 3 年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも 1 回以上従事し、かつ、通算で 3 年以上従事していること。なお、従事期間は連続する 3 年である必要はない。ただし、共同事業体構成員としての実績は、出資比率 20%以上の事業に限る。

(8) 当該事業の実施に必要な資格等（作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、伐木等機械の運転業務特別教育修了者等）を有している者を配置できること。

(9) 契約時に九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 以下に定める届出を行っていない事業者（届出の義務がない者を除く）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシートの内容に相当する取組）。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」、及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、九州森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。